

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「属する月から3か月以内」を「翌日から起算して90日以内」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。